

# 映像交換サービス契約約款

平成18年7月1日

株式会社ケイ・オプティコム

# 目 次

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <b>第1章 総則</b> .....             | 1 |
| 第1条 約款の適用 .....                 | 1 |
| 第2条 約款の変更 .....                 | 1 |
| 第3条 用語の定義 .....                 | 1 |
| <b>第2章 映像交換サービスの提供区域等</b> ..... | 2 |
| 第4条 映像交換サービスの提供区域等 .....        | 2 |
| <b>第3章 映像交換サービスの品目等</b> .....   | 3 |
| 第5条 映像交換サービスの品目 .....           | 3 |
| <b>第4章 契約</b> .....             | 4 |
| 第6条 契約の種別 .....                 | 4 |
| 第7条 契約の単位 .....                 | 4 |
| 第8条 契約者回線の終端 .....              | 4 |
| 第9条 収容区域及び加入区域 .....            | 4 |
| 第10条 収容映像交換サービス取扱所 .....        | 4 |
| 第11条 映像交換契約申込の方法 .....          | 4 |
| 第12条 映像交換契約申込の承諾 .....          | 4 |
| 第13条 最低利用期間 .....               | 5 |
| 第14条 契約者回線の品目の変更 .....          | 5 |
| 第15条 契約者回線の移転 .....             | 5 |
| 第16条 契約者回線の異経路 .....            | 5 |
| 第17条 契約者回線の利用の一時中断 .....        | 5 |
| 第18条 映像交換契約に基づく権利の譲渡の禁止 .....   | 5 |
| 第19条 映像交換契約者が行う映像交換契約の解除 .....  | 5 |
| 第20条 当社が行う映像交換契約の解除 .....       | 5 |
| 第21条 その他の提供条件 .....             | 6 |
| <b>第5章 端末設備の提供等</b> .....       | 7 |
| 第22条 端末設備の提供 .....              | 7 |
| 第23条 端末設備の移転 .....              | 7 |
| 第24条 端末設備の利用の一時中断 .....         | 7 |
| <b>第6章 回線相互接続</b> .....         | 8 |
| 第25条 当社の電気通信回線の接続 .....         | 8 |
| <b>第7章 利用中止及び利用停止</b> .....     | 9 |
| 第26条 利用中止 .....                 | 9 |
| 第27条 利用停止 .....                 | 9 |

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| <b>第8章 通信</b> .....                  | <b>10</b> |
| 第28条 通信利用の制限 .....                   | 10        |
| 第29条 通信時間等の測定 .....                  | 10        |
| <b>第9章 料金等</b> .....                 | <b>11</b> |
| <b>第1節 料金及び工事に関する費用</b> .....        | <b>11</b> |
| 第30条 料金及び工事に関する費用 .....              | 11        |
| <b>第2節 料金等の支払義務</b> .....            | <b>11</b> |
| 第31条 基本料金の支払義務 .....                 | 11        |
| 第32条 通信料金の支払義務 .....                 | 12        |
| 第33条 工事費の支払義務 .....                  | 12        |
| 第34条 線路設置費の支払義務 .....                | 12        |
| 第35条 設備費の支払義務 .....                  | 12        |
| <b>第3節 料金の計算等</b> .....              | <b>13</b> |
| 第36条 料金の計算等 .....                    | 13        |
| <b>第4節 割増金及び延滞利息</b> .....           | <b>13</b> |
| 第37条 割増金 .....                       | 13        |
| 第38条 延滞利息 .....                      | 13        |
| <b>第10章 保守</b> .....                 | <b>14</b> |
| 第39条 映像交換契約者の維持責任 .....              | 14        |
| 第40条 映像交換契約者の切分責任 .....              | 14        |
| 第41条 修理又は復旧の順位 .....                 | 14        |
| <b>第11章 損害賠償</b> .....               | <b>15</b> |
| 第42条 責任の制限 .....                     | 15        |
| 第43条 免責 .....                        | 15        |
| <b>第12章 雑則</b> .....                 | <b>16</b> |
| 第44条 承諾の限界 .....                     | 16        |
| 第45条 利用に係る映像交換契約者の義務 .....           | 16        |
| 第46条 他人に使用させる場合の映像交換契約者の義務 .....     | 16        |
| 第47条 映像交換契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等 ..... | 16        |
| 第48条 技術的事項及び技術資料の閲覧 .....            | 17        |
| 第49条 法令に規定する事項 .....                 | 17        |
| 第50条 閲覧 .....                        | 17        |

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| <b>別記</b>                   | 18        |
| 1 映像交換サービスの提供区域等            | 18        |
| 2 映像交換契約者の地位の承継             | 18        |
| 3 映像交換契約者の氏名等の変更            | 18        |
| 4 映像交換契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等 | 18        |
| 5 自営端末設備の接続                 | 18        |
| 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査        | 19        |
| 7 自営電気通信設備の接続               | 19        |
| 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査      | 19        |
| 9 当社の維持責任                   | 19        |
| 10 新聞社等の基準                  | 20        |
| 11 技術資料の項目                  | 20        |
| <b>料金表</b>                  | <b>21</b> |
| 通則                          | 23        |
| 第1表 料金                      | 25        |
| 第2表 工事に関する費用                | 28        |
| <b>別表</b>                   | <b>32</b> |
| 1 料金区域                      | 33        |
| 2 映像交換サービスにおける基本的な技術的事項     | 33        |
| 3 回線距離測定局                   | 34        |
| <b>附則</b>                   | <b>38</b> |

# 第 1 章 総則

## (約款の適用)

第 1 条 当社は、映像交換サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより映像交換サービスを提供します。

## (約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

## (用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用 語              | 用 語 の 意 味   |
|------------------|---|
| 1 電気通信設備         | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備   |
| 2 電気通信サービス       | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること   |
| 3 映像交換ネットワーク     | 主として映像及びその映像に付随する音声その他の音響の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備を言います。以下同じとします。） |
| 4 映像交換サービス       | 映像交換ネットワークを使用して行う電気通信サービス   |
| 5 映像交換サービス取扱所    | 映像交換サービスに関する業務を行う当社の事業所   |
| 6 所属映像交換サービス取扱所  | その映像交換サービスの契約事務を行う映像交換サービス取扱所   |
| 7 取扱所交換設備        | 映像交換サービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される集線装置を含みます。）   |
| 8 映像交換契約         | 当社から映像交換サービスの提供を受けるための契約  |
| 9 映像交換契約者        | 当社と映像交換契約を締結している者   |
| 10 契約者回線         | 映像交換契約に基づいて、取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線  |
| 11 契約者回線等        | 契約者回線<br>その他当社が必要により設置する電気通信設備  |
| 12 収容映像交換サービス取扱所 | その契約者回線の収容される取扱所交換設備が設置されている映像交換サービス取扱所   |
| 13 端末設備          | 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの                                  |
| 14 自営端末設備        | 映像交換契約者が設置する端末設備  |
| 15 自営電気通信設備      | 当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの  |
| 16 技術基準          | 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）  |
| 17 消費税相当額        | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額             |

## 第 2 章 映像交換サービスの提供区域等

### (映像交換サービスの提供区域等)

第 4 条 当社の映像交換サービスは、別記 1 に定める提供区域等において提供します。

### 第3章 映像交換サービスの品目等

#### (映像交換サービスの品目)

第5条 映像交換サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

## 第4章 契約

### （契約の種別）

**第6条** 映像交換サービスに係る契約には、次の種別があります。

(1)映像交換契約

### （契約の単位）

**第7条** 当社は、契約者回線1回線ごとに1の映像交換契約を締結します。この場合、映像交換契約者は、1の映像交換契約につき1人に限ります。

### （契約者回線の終端）

**第8条** 当社は、映像交換契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に配線盤又は回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、映像交換契約者と協議します。

### （収容区域及び加入区域）

**第9条** 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

### （収容映像交換サービス取扱所）

**第10条** 契約者回線は、その契約者回線の終端のある収容映像交換サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容映像交換サービス取扱所を変更することがあります。

（注） 当社は、本条の規定によるほか、第41条（修理又は復旧の順位）注書きの規定による場合は、収容映像交換サービス取扱所を変更することがあります。

### （映像交換契約申込の方法）

**第11条** 映像交換契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した所定の契約申込書を契約事務を行う映像交換サービス取扱所に提出していただきます。

(1)契約者回線の種別及び品目

(2)契約者回線の終端の設置場所

(3)その他映像交換契約申込の内容を特定するために必要な事項

### （映像交換契約申込の承諾）

**第12条** 当社は、映像交換契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その映像交換契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2)映像交換契約の申込みをした者が、映像交換サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3)その他映像交換サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

### **(最低利用期間)**

**第 13 条** 映像交換サービスについては、料金表第 1 表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、映像交換サービスの提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

3 映像交換契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、契約者回線の品目又は契約者回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

### **(契約者回線の品目の変更)**

**第 14 条** 映像交換契約者は、契約者回線の品目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 12 条(映像交換契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

### **(契約者回線の移転)**

**第 15 条** 映像交換契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 12 条(映像交換契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

### **(契約者回線の異経路)**

**第 16 条** 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、映像交換契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

### **(契約者回線の利用の一時中断)**

**第 17 条** 当社は、映像交換契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

### **(映像交換契約に基づく権利の譲渡の禁止)**

**第 18 条** 映像交換契約者は、映像交換契約に基づく映像交換サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

### **(映像交換契約者が行う映像交換契約の解除)**

**第 19 条** 映像交換契約者は、映像交換契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属映像交換サービス取扱所に書面により通知していただきます。

### **(当社が行う映像交換契約の解除)**

**第 20 条** 当社は、第 27 条(利用停止)第 1 項の規定により利用停止された契約者回線について、映像交換契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約者回線に係る映像交換契約を解除することがあります。

2 当社は、映像交換契約者が第 27 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第 1 号の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないでその映像交換契約を解除することがあります。

3 当社は、前 2 項の規定により、その映像交換契約を解除しようとするときは、あらかじめ映像交換契約者にそのことを通知します。

**(その他の提供条件)**

**第21条** 映像交換サービスに係るその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

## 第5章 端末設備の提供等

### (端末設備の提供)

**第22条** 当社は、映像交換契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

### (端末設備の移転)

**第23条** 当社は、映像交換契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

### (端末設備の利用の一時中断)

**第24条** 当社は、映像交換契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

## 第6章 回線相互接続

### (当社の電気通信回線の接続)

**第25条** 映像交換契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属映像交換サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

## 第7章 利用中止及び利用停止

### (利用中止)

**第26条** 当社は、次の場合には、映像交換サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第28条(通信利用の制限)の規定により、映像交換サービスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により、映像交換サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを映像交換契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

**第27条** 当社は、映像交換契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(その映像交換サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった映像交換サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)その映像交換サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - (2) 第45条(利用に係る映像交換契約者の義務)又は第46条(他人に使用させる場合の映像交換契約者の義務)の規定に違反したとき。
  - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
  - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により映像交換サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止する日及び期間を映像交換契約者に通知します。

## 第 8 章 通信

### (通信利用の制限)

**第 28 条** 当社は、映像交換サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る映像交換サービス（当社がこれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の映像交換サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

| 機 関 名                              |
|------------------------------------|
| 気象機関                               |
| 水防機関                               |
| 消防機関                               |
| 災害救助機関                             |
| 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）        |
| 防衛機関                               |
| 輸送の確保に直接関係がある機関                    |
| 通信の確保に直接関係がある機関                    |
| 電力の供給の確保に直接関係がある機関                 |
| ガスの供給の確保に直接関係がある機関                 |
| 水道の供給の確保に直接関係がある機関                 |
| 選挙管理機関                             |
| 別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関                       |
| 国又は地方公共団体の機関                       |

### (通信時間等の測定)

**第 29 条** 通信時間等の測定については、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

#### (料金及び工事に関する費用)

第30条 当社が提供する映像交換サービスの料金は、基本料金及び通話料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する映像交換サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する映像交換サービスの料金は、当社が提供する映像交換サービスの態様に応じて、基本料金、通信料金及び加算額を合算したものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

#### (基本料金の支払義務)

第31条 映像交換契約者は、その映像交換契約に基づいて当社が契約者回線又は端末設備の提供を開始した日から起算して、映像交換契約の解除又は端末設備の廃止等(以下この条において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、契約者回線の利用の一時中断等により映像交換サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1)次の場合が生じたときは、映像交換契約者は、その期間中の料金の支払いを要します

ア 契約者回線又は端末設備の利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

ウ 第27条(利用停止)第3項に該当するとき。

(2)前号の規定によるほか、映像交換契約者は、次の表に規定する場合を除いて、映像交換サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

| 区 別  | 支払いを要しない料金  |
|--|---|
| 1 映像交換契約者の責めによらない理由により、その映像交換サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するその映像交換サービス(その映像交換サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金 |
| 2 契約者回線の移転に伴って、映像交換サービスを利用できなくなった期間が生じたとき(映像交換契約者の都合により映像交換サービスを利用しなかった場合であって、その契約者回線等を保留したときを除きます。)   | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその映像交換サービス(その映像交換サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)についての料金                   |

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

### (通信料金の支払義務)

第32条 映像交換契約者は、次の通信について、当社が測定した通信時間等と料金表第1表(料金)の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

| 区 別                                       | 支払いを要する者    |
|---|-------------|
| 契約者回線から行った通信(その契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。) | その契約者回線の契約者 |

- 2 映像交換契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は料金表第1表(料金)に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、映像交換契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

### (工事費の支払義務)

第33条 映像交換契約者は、映像交換契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその映像交換契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、映像交換契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### (線路設置費の支払義務)

第34条 映像交換契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1)契約者回線の終端が区域外(収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。)となる映像交換契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

(2)契約者回線の終端が区域外にある契約者回線について、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3)移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、映像交換契約者は、解除等があったときまでに着手した工事(区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### (設備費の支払義務)

第35条 映像交換契約者は、異経路の請求又は特別な電気通信設備の新設を要する映像交換契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、映像交換契約者は、解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### **第3節 料金の計算等**

#### **(料金の計算等)**

**第36条** 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

### **第4節 割増金及び延滞利息**

#### **(割増金)**

**第37条** 映像交換契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として支払っていただきます。

#### **(延滞利息)**

**第38条** 映像交換契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第 10 章 保守

### (映像交換契約者の維持責任)

第 39 条 映像交換契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するよう維持していただきます。

### (映像交換契約者の切分責任)

第 40 条 映像交換契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信回線を利用することができなくなったときは、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障その他の原因のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、映像交換契約者から要請があったときは、当社は、映像交換サービス取扱所において試験を行い、その結果を映像交換契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、映像交換契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、映像交換契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している映像交換契約者には適用しません。

### (修理又は復旧の順位)

第 41 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 28 条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順序に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は同条の規定により、当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

| 順位 | 修理又は復旧する電気通信設備   |
|----|--|
| 1  | 気象機関に設置されるもの<br>水防機関に設置されるもの<br>消防機関に設置されるもの<br>災害救助機関に設置されるもの<br>警察機関に設置されるもの<br>防衛機関に設置されるもの<br>輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの           |
| 2  | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>選挙管理機関に設置されるもの<br>別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの<br>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの<br>国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第 1 順位となるものを除きます。)) |
| 3  | 第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの   |

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその収容映像交換サービス取扱所を変更することがあります。

## 第 1 1 章 損害賠償

### (責任の制限)

**第 42 条** 当社は、映像交換サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その映像交換サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、12 時間以上その状態が連続したときに限り、その映像交換契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、映像交換サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（12 時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその映像交換サービスに係る料金額（映像交換サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第 1 項の場合において、当社の故意又は重大な過失により映像交換サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(注) 本条第 2 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則に準じて取り扱います。

### (免責)

**第 43 条** 当社は、映像交換サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、映像交換契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第 1 2 章 雑則

### (承諾の限界)

**第 44 条** 当社は、映像交換契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした映像交換契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (利用に係る映像交換契約者の義務)

**第 45 条** 映像交換契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)当社が、映像交換契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守するため必要があるときは、この限りではありません。

(2)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が、映像交換契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3)当社が映像交換契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 映像交換契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### (他人に使用させる場合の映像交換契約者の義務)

**第 46 条** 映像交換契約者は、その映像交換サービスを映像交換契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1)映像交換契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その映像交換サービスを使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2)映像交換契約者は、その映像交換サービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、その映像交換サービスを使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。

(3)映像交換契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その映像交換サービスを使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第 3 号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

ア 第 39 条 (映像交換契約者の維持責任)

イ 第 40 条 (映像交換契約者の切分責任)

ウ 別記 5 (自営端末設備の接続)

エ 別記 6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記 7 (自営電気通信設備の接続)

カ 別記 8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

### (映像交換契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

**第 47 条** 映像交換契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記 4 に定めるところによります。

**（技術的事項及び技術資料の閲覧）**

**第 48 条** 映像交換サービスにおける基本的な技術的事項は、別表 2 のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する映像交換サービス取扱所において、映像交換サービスを利用するうえで参考となる別記 11 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

**（法令に規定する事項）**

**第 49 条** 映像交換サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記 5 から 9 に定めるところによります。

**（閲覧）**

**第 50 条** この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 別記

### 1 映像交換サービスの提供区域等

当社の映像交換サービスは、次に掲げる府県の区域において提供します。

| 府 県 の 区 域                       |
|---------------------------------|
| 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部 |

### 2 映像交換契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により映像交換契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに所属映像交換サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 映像交換契約者の氏名等の変更

映像交換契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに所属映像交換サービス取扱所に届け出ていただきます。

### 4 映像交換契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その映像交換契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が映像交換契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、映像交換契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 映像交換契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

### 5 自営端末設備の接続

- (1) 映像交換契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 映像交換契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 映像交換契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱

います。

(7)映像交換契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

## 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1)当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、映像交換契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、映像交換契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

(2)(1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(3)(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、映像交換契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

## 7 自営電気通信設備の接続

(1)映像交換契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2)当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。

(3)当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

(4)(3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5)映像交換契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。

(6)映像交換契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7)映像交換契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

## 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

## 9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

## 10 新聞社等の基準

| 区 分     | 基 準  |
|---------|--|
| 1 新聞社   | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社<br>(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。<br>(2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者   |
| 3 通信社   | 新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社                    |

## 11 技術資料の項目

| 自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件                          |
|--|
| (1) 物理的条件<br>(2) 電氣的条件<br>(3) 論理的条件<br>(4) 光学的条件 |

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

## 料 金 表

料 金 表  
(料金表目次)

|                     |    |
|---------------------|----|
| 通則                  | 23 |
| <b>第1表 料金</b>       | 25 |
| 第1 映像交換契約に関するもの     | 25 |
| 1 適用                |    |
| 2 料金額               |    |
| 2 - 1 基本料金          |    |
| 2 - 2 通信料金          |    |
| 2 - 3 加算額           |    |
| <b>第2表 工事に関する費用</b> | 27 |
| 第1 工事費              | 27 |
| 1 適用                |    |
| 2 工事費の額             |    |
| 第2 線路設置費            | 29 |
| 1 適用                |    |
| 2 線路設置費の額           |    |
| 第3 設備費              | 30 |
| 1 適用                |    |
| 2 設備費の額             |    |

## 通 則

### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う基本料金のうち月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)は暦月に従って、また通信料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。)に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線、又は端末設備の提供の開始があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
  - (3) 暦月の初日に契約者回線、又は端末設備の提供を開始し、その日にその契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
  - (4) 暦月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 約款第31条(基本料金の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第31条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

### (端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

### (料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

### (料金額の表示)

- 8 映像交換サービスに関する料金額の表示は税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。)を表示します。

### (料金等の臨時減免)

- 9 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。  
(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の映像交換サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

### (実費の算定方法)

10 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は、次のとおりとします。

(1) 加算額

$$\text{月額使用料} = (\text{営業費} + \text{報酬} + \text{税金}) \times 1 / 12$$

| 区 分   | 算 定 方 法    |
|-------|------------|
| 営 業 費 | 創設費 × 営業比率 |
| 報 酬   | 創設費 × 報酬率  |
| 税 金   | 創設費 × 税金率  |

(2) 設備費

$$\text{設備費の額} = \text{物品費} + \text{取付費} + \text{間接費}$$

| 項 目   | 区 分    | 価 格 等  | 算 定 方 法     |
|-------|--------|--|-------------|
| 物 品 費 |        | 購入価格   |             |
| 取 付 費 | ア 労務費  | 1時間あたり人件費単金<br>× 延労働時間                                 | 左記のア、イの合計金額 |
|       | イ 消耗品費 | 消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの                               |             |
| 間 接 費 |        | 当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費（ガソリン代、車両の維持費、測定機器等の損料、管理費等） |             |

# 第1表 料金

## 第1 映像交換契約に関するもの

### 1 適用

| 区 分                                    | 内 容   |     |     |      |  |       |  |
|--|---|-----|-----|------|--|-------|--|
| (1) 品目に係る料金の適用                         | <p>当社は、映像交換サービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">Mライン</td> <td>テレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 6.5MHz までの周波数帯域若しくは 270Mbit /s 相当の符号、映像に付随する音響にあつては通常 20Hz から 20kHz までの周波数帯域又は 6Mbit/s 相当の符号を複数チャンネル伝送することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">HVライン</td> <td>専らハイビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 30MHz までの周波数帯域又は 1.5 Gbit/s 相当の符号を、映像に付随する音響にあつては通常 20Hz から 20 kHz(4ch)までの周波数帯域又は 6 Mbit /s 相当の符号を伝送することが可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 映像交換サービスは、片方向サービスとして提供します。</li> <li>2 映像交換サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします</li> <li>3 映像交換ネットワークにおいては、1チャンネルごとに利用することができます。</li> </ol> | 品 目 | 内 容 | Mライン | テレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 6.5MHz までの周波数帯域若しくは 270Mbit /s 相当の符号、映像に付随する音響にあつては通常 20Hz から 20kHz までの周波数帯域又は 6Mbit/s 相当の符号を複数チャンネル伝送することが可能なもの | HVライン | 専らハイビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 30MHz までの周波数帯域又は 1.5 Gbit/s 相当の符号を、映像に付随する音響にあつては通常 20Hz から 20 kHz(4ch)までの周波数帯域又は 6 Mbit /s 相当の符号を伝送することが可能なもの |
| 品 目                                    | 内 容   |     |     |      |  |       |  |
| Mライン                                   | テレビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 6.5MHz までの周波数帯域若しくは 270Mbit /s 相当の符号、映像に付随する音響にあつては通常 20Hz から 20kHz までの周波数帯域又は 6Mbit/s 相当の符号を複数チャンネル伝送することが可能なもの  |     |     |      |  |       |  |
| HVライン                                  | 専らハイビジョンのカラーの映像伝送及び映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 30MHz までの周波数帯域又は 1.5 Gbit/s 相当の符号を、映像に付随する音響にあつては通常 20Hz から 20 kHz(4ch)までの周波数帯域又は 6 Mbit /s 相当の符号を伝送することが可能なもの  |     |     |      |  |       |  |
| (2) 回線距離の測定                            | <p>その契約者回線の終端の回線距離測定局と収容映像交換サービス取扱所の回線距離測定局間との直線距離により測定します。</p> <p>なお、「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる映像交換サービス取扱所をいいます。また、当社は回線距離測定局を別表3のとおり定めます。</p>   |     |     |      |  |       |  |
| (3) 回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用             | <p>収容区域の設定・変更、映像交換サービス取扱所の指定の変更・所在場所の変更、契約者回線の移転等により、その契約者回線の終端の回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定します。</p>  |     |     |      |  |       |  |
| (4) 通信料金に係る料金区域の設定                     | <p>ア 当社は、映像交換サービスを提供する会場ごとに料金区域（通信の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる区域とといいます。以下同じとする。）を設置します。</p> <p>イ 当社は、当社が指定する料金区域を別表1のとおり定めます。</p>   |     |     |      |  |       |  |
| (5) 通信時間等の測定                           | <p>通信時間等の測定は、契約者回線等を接続して通信できる状態にした日から起算し、その通信をできない状態にした日までの経過日数とし、当社の機器により測定します。</p>  |     |     |      |  |       |  |
| (6) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信料金の取扱い | <p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信料金の取扱いは、把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した月平均の通信料金が最低となる額とします。</p>  |     |     |      |  |       |  |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| (7) 契約者回線の収容区域及び加入区域の設定         | <p>ア 当社は、映像交換サービス取扱所に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別の料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで映像交換サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めま</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その他の社会的経済的諸条件、映像交換サービスの需要と供給の見込み等を考慮して設定します。</p>   |
| (8) 契約者回線の終端が加入区域外になる場合の加算額の適用  | <p>ア その契約者回線の終端に係る映像交換サービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱（契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、契約者回線の移転又は契約者回線の終端に係る映像交換サービス取扱所の変更等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ 次の場合には、前ア、イの規定は適用しません。</p> <p>（ア） その契約者回線が異経路（(9)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるとき。</p> <p>（イ） 第41条（修理又は復旧の順位）の注書きの規定により、故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に暫定的にその映像交換サービス取扱所を変更した場合に区域外線路が生じたとき。</p> |
| (9) 契約者回線が異経路となる場合の加算額の適用       | <p>ア その契約者回線の映像交換サービス取扱所の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、当社が定める耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>  |
| (10) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用 | <p>ア 映像交換サービスには、異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の移転があった場合は、移転前の料金額から移転後の料金額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>  |
| (11) 特別電気通信設備に係る料金の適用           | <p>契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る加算額を適用します。</p>   |
| (12) 回線接続装置に係る料金の適用             | <p>当社が回線接続装置を提供した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。</p>  |
| (13) 配線設備に係る料金の適用               | <p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。</p> <p>ア 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線。</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>   |

## 2 料金額

### 2 - 1 基本料金

|                                 |     |                        | 月額       |
|---------------------------------|-----|------------------------|----------|
| 区 分                             |     | 単 位                    | 料 金 額    |
| Mラインの<br>もの                     | 基本料 | 1 契約者回線ごと              | 148,050円 |
|                                 | 加算料 | 1 契約者回線ごと<br>2km までごとに | 23,100円  |
| HVライン<br>のもの                    | 基本料 | 1 契約者回線ごと              | 148,050円 |
|                                 | 加算料 | 1 契約者回線ごと<br>2km までごとに | 23,100円  |
| 備考 加算料の単位については、2km までのものも含まれます。 |     |                        |          |

### 2 - 2 通信料金

|          |         | 1チャンネルごとに日額 |          |          |  |
|----------|---------|-------------|----------|----------|--|
| 区 分      | 料 金 額   |             |          |          |  |
|          | 1 区域    | 2 区域        | 3 区域     | 4 区域     |  |
| Mラインのもの  | 27,300円 | 45,150円     | 77,700円  | 141,750円 |  |
| HVラインのもの | 49,350円 | 118,650円    | 237,300円 | 475,650円 |  |

### 2 - 3 加算額

|  |                                      |   | 月額           |         |
|--|--------------------------------------|---|--------------|---------|
| 料金種別                                     | 区 分                                  | 単 位   | 料 金 額        |         |
| ア 区域外線<br>路使用料                           |                                      | 区域外線路 100m までごとに  | 1,050円       |         |
| イ 異経路の<br>線路使用料                          |                                      |   | 別に算定する実費     |         |
| ウ 特別電気<br>通信設備使用<br>料                    |                                      |   | 別に算定する実費     |         |
| エ 回線接続<br>装置使用料                          | M<br>ラ<br>イ<br>ン<br>用<br>の<br>も<br>の | 1 台ごとに  | 47,250円      |         |
|  |                                      | アナログ用の<br>もの  | 映像 1チャンネルごとに | 8,400円  |
|  |                                      |   | 音声 4チャンネルごとに | 4,200円  |
|  |                                      | デジタル用の<br>もの  | 1チャンネルごとに    | 15,750円 |
|  | 備 考                                  | 1 1の回線接続装置は、パッケージを追加することにより、次のチャンネル数を伝送することができます。また、(1)から(3)を組合せて利用することもできます。<br>(1)アナログ用のものについては、映像 6チャンネル及び音声 12チャンネルまで。<br>(2)デジタル用のもの(270Mbit/s)については、映像 3チャンネル(音声 6チャンネルを含む。)まで<br>2 デジタル用のものの 1チャンネルには、音声 2チャンネルが含まれます。 |              |         |
|  | HVライン用のもの                            | 1 台ごとに  | 91,350円      |         |
| オ 配線設備<br>使用料                            |                                      | 1 配線ごとに   | 2,100円       |         |
| 備考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。 |                                      |   |              |         |

## 第2表 工事に関する費用

### 第1 工事費

#### 1 適用

| 区 分                     | 内 容  |     |    |           |   |           |  |         |                                      |
|-------------------------|--|-----|----|-----------|---|-----------|--|---------|--------------------------------------|
| (1) 工事費の適用              | <p>ア 工事費は、工事を要することとなる交換機等、契約者回線、屋内配線及び端末設備等において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の契約者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき3,675円(端末設備の機器工事と屋内配線工事が同時工事のみ適用)を減額します。</p>  |     |    |           |   |           |  |         |                                      |
| (2) 品目の変更又は移転の場合の工事費の適用 | 品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転の場合の工事費は、移転先の取付に関する工事に適用します。   |     |    |           |   |           |  |         |                                      |
| (3) 工事費の適用区分            | <p>工事費の区分は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>映像交換サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において契約者回線の設置若しくは移転、品目の変更、又はその他の契約内容の変更に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 屋内配線工事費</td> <td>次の配線の設置又は移転の工事を要する場合に適用します。<br/>(ア) 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合は、回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。)ままでの間の配線<br/>(イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</td> </tr> <tr> <td>ウ 機器工事費</td> <td>当社が提供する回線接続装置の設置又は移転の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 適用 | ア 交換機等工事費 | 映像交換サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において契約者回線の設置若しくは移転、品目の変更、又はその他の契約内容の変更に関する工事を要する場合に適用します。 | イ 屋内配線工事費 | 次の配線の設置又は移転の工事を要する場合に適用します。<br>(ア) 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合は、回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。)ままでの間の配線<br>(イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線 | ウ 機器工事費 | 当社が提供する回線接続装置の設置又は移転の工事を要する場合に適用します。 |
| 区 分                     | 適用   |     |    |           |   |           |  |         |                                      |
| ア 交換機等工事費               | 映像交換サービス取扱所の交換機又は主配線盤等において契約者回線の設置若しくは移転、品目の変更、又はその他の契約内容の変更に関する工事を要する場合に適用します。  |     |    |           |   |           |  |         |                                      |
| イ 屋内配線工事費               | 次の配線の設置又は移転の工事を要する場合に適用します。<br>(ア) 契約者回線の終端から1のジャック又はローゼット(ジャック又はローゼットが設置されない場合は、回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。)ままでの間の配線<br>(イ) 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線   |     |    |           |   |           |  |         |                                      |
| ウ 機器工事費                 | 当社が提供する回線接続装置の設置又は移転の工事を要する場合に適用します。   |     |    |           |   |           |  |         |                                      |
| (4) 工事費の減額適用            | 当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案してその工事費の額を減額して適用することがあります。  |     |    |           |   |           |  |         |                                      |

## 2 工事費の額

| 区 分   |            | 単 位        | 工事費の額               |
|---|------------|------------|---------------------|
| (1) 交換機等工事費   |            | 1 契約者回線ごとに | 2,100円              |
| (2) 屋内配線工事費   | 光ケーブル配線    | 1 配線ごとに    | 17,850円             |
| (3) 機器工事費   | 回線接続装置等の工事 | 1 装置ごとに    | 10,500円             |
| (4) 利用の一時中断の工事費   | 交換機等工事     | 1 契約者回線ごとに | 2,100円              |
| (5) 再利用の工事費   |            |            | (1)から(3)までの工事費の額と同額 |
| 備考 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合は、実費を支払っていただきます。この場合の実費の算定方法は、料金表通則に定める設備費の額の場合に準ずるものとします。 |            |            |                     |

## 第2 線路設置費

### 1 適用

| 区 分                       | 内 容   |  |   |  |   |                        |                          |   |                          |   |                        |
|---------------------------|---|--|---|--|---|------------------------|--------------------------|---|--------------------------|---|------------------------|
| (1) 線路設置費の適用              | <p>ア 線路設置費は、区域外線路（異経路による設備費の支払を要することとなる部分を除きます。）について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合（その契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り、線路設置費を適用します。</p>  |  |   |  |   |                        |                          |   |                          |   |                        |
| (2) 線路設置費の差額負担            | <p>ア 映像交換契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに映像交換契約を締結して、その場所で映像交換サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 新たに提供を受ける映像交換サービスの線路設置費の額             </td> <td style="width: 3%; text-align: center; padding: 5px;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額             </td> <td style="width: 3%; text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="width: 28%; padding: 5px;">                 線路設置費の額（残額があるときに限ります。）             </td> </tr> </table> <p>イ 映像交換サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 3%; text-align: center; padding: 5px;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;">                 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額             </td> <td style="width: 3%; text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="width: 28%; padding: 5px;">                 線路設置費の額（残額があるときに限ります。）             </td> </tr> </table> <p>ウ ア又はイの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p> | 新たに提供を受ける映像交換サービスの線路設置費の額                | - | 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額 | = | 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） | 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 | - | 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 | = | 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） |
| 新たに提供を受ける映像交換サービスの線路設置費の額 | -   | 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結するとみなした場合の線路設置費の額 | = | 線路設置費の額（残額があるときに限ります。）                   |   |                        |                          |   |                          |   |                        |
| 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額  | -   | 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額                 | = | 線路設置費の額（残額があるときに限ります。）                   |   |                        |                          |   |                          |   |                        |

### 2 線路設置費の額

1 契約者回線につき区域外線路 100m までごとに

| 区 分   | 線路設置費の額 |
|-------|---------|
| 線路設置費 | 65,100円 |

### 第3 設備費

#### 1 適用

| 区 分    | 内 容  |
|--------|--|
| 設備費の適用 | 設備費は、次の設備について適用します。<br>ア 異経路の線路の部分<br>イ 特別な電気通信設備の部分 |

#### 2 設備費の額

| 区 分 | 内 容                               |
|-----|-----------------------------------|
| 設備費 | 別に算定する実費                          |
| 備考  | 別に算定する実費の算定方法は、料金表通則に定めるところによります。 |

# 別 表

別表1 料金区域

| 区 域  | 映像交換サービス提供会場  |
|------|---|
| 第1区域 | 大阪市中央体育館、大阪プール、大阪府立体育館、大阪ドーム、大阪城ホール、舞洲アリーナ                  |
| 第2区域 | 阪神甲子園球場、長居陸上競技場、近鉄花園ラグビー場、阪神競馬場                             |
| 第3区域 | 万博競技場、グリーンスタジアム神戸、神戸ユニバー記念競技場、神戸ウイングスタジアム、神戸ワールド記念ホール、生駒送信所 |
| 第4区域 | 西京極総合運動公園陸上競技場、皇子山総合運動公園陸上競技場、京都競馬場                         |

別表2 映像交換サービスにおける基本的な技術的事項

1 当社が回線接続装置を提供する場合

| 品 目   | 信 号           |    | 物 理 的 条 件 等  | 電 気 的 条 件 等 |  |
|-------|---------------|----|--------------|-------------|--|
|       | 映像            | 受信 |              | デジタル        | 送信電圧                                   |
| Mライン  | 映像            | 受信 | BNC-P-同軸コネクタ | デジタル        | 送信電圧<br>800mVp-p<br>±10%以内<br>(75 不平衡) |
|       |               |    |              | アナログ        | 送信電圧<br>1.0Vp-p 以下<br>(75 不平衡)         |
|       | 音響            | 受信 |              | デジタル        | 送信電圧<br>10Vp-p<br>(110 平衡)             |
|       |               |    |              | アナログ        | 送信電力<br>+24dBm 以下<br>(600 平衡)          |
| HVライン | 映像<br>(音響を含む) | 受信 | BNC-P-同軸コネクタ | デジタル        | 送信電圧<br>800mVp-p ±10%<br>(75 不平衡)      |

2 当社が回線接続装置を提供しない場合

| 品 目   | 信 号 | 物 理 的 条 件 等   |
|-------|-----|---|
| Mライン  | 映像  | F04 型単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ<br>(JIS規格 C5973 準拠) |
|       | 音響  |   |
| HVライン | 映像  | F01 型単心光ファイバ <sup>®</sup> -コネクタ<br>(JIS規格 C5970 準拠) |
|       | 音響  |   |

### 別表3 回線距離測定局

回線距離測定局は、次のとおりとします。

- 1 契約者回線の終端を収容する映像交換サービス取扱所で、当社が指定する次の映像交換サービス取扱所とします。

| 映像交換サービス取扱所 | 収容区域   |
|-------------|--|
| 北 浜         | 大阪市北区、都島区、福島区、此花区、中央区一部地域、西区、港区、天王寺区一部地域                                     |
| 三 国         | 大阪市西淀川区、東淀川区、淀川区、豊中市一部地域、吹田市一部地域、摂津市一部地域                                     |
| 千 里         | 豊中市一部地域、池田市、吹田市一部地域、箕面市、豊能町、能勢町  |
| 住 之 江       | 大阪市大正区、天王寺区一部地域、中央区一部地域、浪速区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、西成区、住之江区                           |
| 守 口         | 大阪市旭区、城東区、鶴見区、守口市、大東市、門真市、四条畷市   |
| 布 施         | 大阪市東成区、生野区、東大阪市  |
| 茨 木         | 高槻市一部地域、茨木市、摂津市一部地域  |
| 高 槻         | 高槻市一部地域、島本町、大山崎町   |
| 枚 方         | 枚方市、寝屋川市、交野市   |
| 八 尾         | 大阪市平野区、八尾市、柏原市   |
| 羽 曳 野       | 富田林市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河内長野市、美原町、太子町、河南町、千早赤阪村                             |
| 堺           | 堺市、高石市   |
| 岸 和 田       | 岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、忠岡町、熊取町  |
| 樽 井         | 泉佐野市一部地域(空港島、りんくうタウンを除く)、泉南市一部地域(空港島、りんくうタウンを除く)、阪南市、田尻町一部地域(空港島、りんくうタウンを除く) |
| り ん く う     | 泉佐野市一部地域(空港島、りんくうタウン)、泉南市一部地域(空港島、りんくうタウン)、田尻町一部地域(空港島、りんくうタウン)              |
| 岬           | 岬町   |
| 京 都         | 京都市上京区、中京区、東山区、下京区、南区、右京区、伏見区一部地域、西京区、向日市、長岡京市                               |
| 松 ケ 崎       | 京都市北区、左京区  |
| 伏 見         | 京都市伏見区一部地域、山科区、宇治市一部地域   |
| 亀 岡         | 亀岡市、八木町  |
| 城 陽         | 京都市伏見区一部地域、宇治市一部地域、城陽市、久御山町、井手町、山城町、宇治田原町、和束町、加茂町、笠置町、南山城村                   |
| 三 山 木       | 八幡市、京田辺市、木津町、精華町   |
| 西 舞 鶴       | 舞鶴市、宮津市、岩滝町、峰山町、大宮町、野田川町、加悦町、丹後町、伊根町、弥栄町                                     |
| 福 知 山       | 福知山市、綾部市、大江町、三和町、夜久野町  |
| 丹 波         | 瑞穂町、丹波町、園部町、和知町、日吉町、京北町、美山町  |
| 神 戸         | 神戸市灘区、北区、中央区   |
| 湊 川         | 神戸市兵庫区、長田区、須磨区   |
| 明 石         | 神戸市垂水区、西区、明石市  |
| 三 田         | 三田市、篠山市  |
| 西 宮         | 神戸市東灘区、西宮市、芦屋市   |
| 伊 丹         | 伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町   |
| 尼 崎         | 尼崎市  |
| 稲 美         | 加古川市一部地域、稲美町、播磨町   |
| 加 古 川       | 加古川市一部地域、高砂市   |
| 姫 路         | 姫路市一部地域、香寺町、福崎町、夢前町、市川町、安富町  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 網 | 干 | 姫路市一部地域、龍野市一部地域、御津町、太子町  |
| 相 | 生 | 相生市、龍野市一部地域、揖保川町   |
| 西 | 播 | 新宮町、上郡町、三日月町、山崎町、一宮町(宍粟郡)、南光町、上月町、佐用町  |
| 赤 | 穂 | 赤穂市  |
|   | 社 | 西脇市、加西市、社町、滝野町、中町、黒田庄町、加美町、八千代町  |
| 柏 | 原 | 柏原町、氷上町、春日町、山南町、市島町  |
| 三 | 木 | 三木市、小野市、東条町、吉川町  |
| 豊 | 岡 | 豊岡市、和田山町、養父町、八鹿町、日高町、出石町、城崎町、但東町、久美浜町、網野町、竹野町、香住町  |
| 生 | 野 | 神崎町、大河内町、生野町、朝来町、山東町、青垣町   |
| 温 | 泉 | 村岡町、浜坂町、美方町、温泉町  |
| 洲 | 本 | 洲本市、五色町、緑町、西淡町、三原町、南淡町(除く一部)   |
| 津 | 名 | 東浦町、津名町、淡路町、北淡町、一宮町(津名町)   |
| 奈 | 良 | 奈良市一部地域(石木町、大和田町、帝塚山、帝塚山南、鳥見町、富雄泉ヶ丘、富雄元町、中町、三碓、三碓町を除く)、月ヶ瀬村、山添村                              |
| 富 | 雄 | 奈良市一部地域(石木町、大和田町、帝塚山、帝塚山南、鳥見町、富雄泉ヶ丘、富雄元町、中町、三碓、三碓町)、生駒市                                      |
| 大 | 和 | 大和郡山市、天理市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、都祁村  |
| 大 | 和 | 大和高田市、橿原市、香芝市、三宅町、田原本町、新庄町、当麻町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、桜井市、五條市、御所市、大宇陀町、榛原町、高取町、明日香村、吉野町、大淀町室生村、菟田野町 |
| 大 | 津 | 大津市一部地域、志賀町  |
| 堅 | 田 | 大津市一部地域  |
| 草 | 津 | 草津市、守山市、栗東町、石部町、信楽町、甲南町  |
| 近 | 江 | 近江八幡市、中主町、野洲町、安土町、竜王町、能登川町   |
| 彦 | 根 | 彦根市、多賀町  |
| 長 | 浜 | 長浜市、米原町、近江町、伊吹町、浅井町、虎姫町、びわ町、山東町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町  |
| 柏 | 木 | 甲西町、水口町、蒲生町、日野町  |
| 八 | 日 | 八日市市、五個荘町、愛知川町、甲良町、豊郷町、秦荘町、愛東町、湖東町、永源寺町  |
| 土 | 山 | 土山町、甲賀町  |
| 高 | 島 | 高島町、マキノ町、今津町、新旭町、安曇川町、朽木町  |
| 和 | 歌 | 和歌山市、海南市、桃山町、打田町、岩出町、貴志川町、下津町、美里町  |
| 有 | 田 | 有田市、湯浅町、吉備町、金屋町、野上町、広川町  |
| 粉 | 河 | 橋本市、粉河町、那賀町、かつらぎ町、高野口町、九度山町  |
| 御 | 坊 | 御坊市、由良町、日高町、美浜町、川辺町、印南町、中津村  |
| 田 | 辺 | 田辺市、南部町、上富田町、白浜町、日置川町、南部川村、すさみ町  |
| 串 | 本 | 串本町(除く一部)、古座川町、古座町   |
| 新 | 宮 | 新宮市、熊野市、那智勝浦町、太地町、御浜町  |
| 小 | 浜 | 小浜市、上中町、三方町、美浜町、名田庄村   |
| 高 | 浜 | 高浜町、大飯町  |

2 上記1のうち、契約者回線の終端が次の単位料金区域内の映像交換サービス取扱所に收容される場合は、回線距離測定局は次のとおりとします。

この場合、その単位料金区域内で契約者回線が終始するものについては、この規定は適用しません。

| 単位料金区域 | 映像交換サービス取扱所                | 回線距離測定局とする<br>映像交換サービス取扱所 |
|--------|----------------------------|---------------------------|
| 大 阪    | 北 三 千 住 守 布 尼<br>之 江 口 施 崎 | 北 浜                       |
| 茨 木    | 茨 高 木<br>枚 方 槻             | 茨 木                       |
| 枚 方    | 枚 方                        | 枚 方                       |
| 八 尾    | 八 羽 曳 野                    | 八 尾                       |
| 堺      | 堺                          | 堺                         |
| 岸 和 田  | 岸 樽 和 田<br>りん くう 井<br>岬 岬  | 岸 和 田                     |
| 京 都    | 京 松 ケ 都<br>伏 亀 崎 見 岡       | 京 都                       |
| 城 陽    | 城 三 山 陽<br>舞 鶴 木           | 城 陽                       |
| 西 舞 鶴  | 西 舞 鶴                      | 西 舞 鶴                     |
| 福 知 山  | 福 知 山                      | 福 知 山                     |
| 丹 波    | 丹 波                        | 丹 波                       |
| 神 戸    | 神 湊 明 三<br>戸 川 石 田         | 神 戸                       |
| 西 宮    | 西 宮                        | 西 宮                       |
| 伊 丹    | 伊 丹                        | 伊 丹                       |
| 稲 美    | 稲 加 古 美 川                  | 稲 美                       |
| 姫 路    | 姫 網 路 干                    | 姫 路                       |
| 相 生    | 相 西 播 生 磨                  | 相 生                       |
| 赤 穂    | 赤 穂 木                      | 赤 穂                       |
| 三 木    | 三 社 木                      | 三 木                       |
| 柏 原    | 柏 原                        | 柏 原                       |
| 豊 岡    | 豊 岡                        | 豊 岡                       |
| 生 野    | 生 野                        | 生 野                       |
| 温 泉    | 温 泉                        | 温 泉                       |
| 洲 本    | 洲 本                        | 洲 本                       |
| 津 名    | 津 名                        | 津 名                       |

|      |                   |      |
|------|-------------------|------|
| 奈良   | 奈良<br>富雄<br>大和郡山  | 奈良   |
| 大和高田 | 大和高田              | 大和高田 |
| 大津   | 大津<br>大堅草<br>近江八幡 | 大津   |
| 彦根   | 彦根                | 彦根   |
| 長浜   | 長浜                | 長浜   |
| 柏木   | 柏木<br>八日市<br>土山   | 八日市  |
| 高島   | 高島                | 高島   |
| 和歌山  | 和歌山<br>有田         | 和歌山  |
| 粉河   | 粉河                | 粉河   |
| 御坊   | 御坊                | 御坊   |
| 田辺   | 田辺                | 田辺   |
| 串本   | 串本                | 串本   |
| 新宮   | 新宮                | 新宮   |
| 小浜   | 小浜<br>高浜          | 小浜   |

(注)「単位料金区域」とは、回線距離測定のために当社が定める単位数又は複数の収容区域をいいます。

## 附 則

## 附 則

### （実施期日）

この約款は、平成13年3月1日から実施します。

ただし、この規定中、「別表1 料金区域」に関する部分の大阪市中央体育館、大阪府立体育館、大阪ドーム、阪神甲子園球場及び長居陸上競技場以外の会場については、別に定める期日から実施します。

## 附 則

### （実施期日）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

## 附 則

### （実施期日）

この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

## 附 則

### （実施期日）

この改正規定は、平成18年7月1日から実施します。